

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(地域福祉国保課)	七一 <sup>ページ</sup>
土地収用法に基づく事業の認定	(同)	七一
道路の区域変更	(用地課)	七二
道路の供用開始	(道路維持課)	七五
教育委員会告示	(同)	七五
岐阜県重要無形民俗文化財の指定	(社会教育文化課)	七六
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業・金融課)	七六
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同)	七七
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	七八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当るときは翌日)

## 告示

### 第二千八百二十二号 平成二十九年二月十四日

(火曜日)

岐阜県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
瑠	璃	光	薬	局	養	老	郡	養	老
					中	津	川	市	花
					戸	町	一	二	八
								平	成
					二	九	・	一	・
					一				

岐阜県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため

平成二十九年二月十四日

の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと

された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。  
平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
M&N、sコミュニケーションズ株式会社	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームわかもり	岐阜県大垣市南若森五丁目一〇番一	平成二八・九・一
M&N、sコミュニケーションズ株式会社	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームわかもり	岐阜県大垣市南若森五丁目一〇番一	同
アポロメディカルホールディングス株式会社	居宅療養管理指導	アイランド薬局 羽島店	岐阜県羽島市正木町坂丸三 四七 二	平成二八・二二・一
アポロメディカルホールディングス株式会社	介護予防居宅療養管理指導	アイランド薬局 羽島店	岐阜県羽島市正木町坂丸三 四七 二	同
社会福祉法人 大和社会福祉事業センター	短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業 ハートシテイ中濃の杜	岐阜県関市富之保四〇 九六 一	同
社会福祉法人 大和社会福祉事業センター	介護予防短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業 ハートシテイ中濃の杜	岐阜県関市富之保四〇 九六 一	同

岐阜県告示第六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称  
下呂市

- 二 事業の種類  
（仮称）下呂市中央学校給食センター建設事業
- 三 起業地  
1 収用の部分  
下呂市萩原町跡津字巾下地内
- 2 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由  
（仮称）下呂市中央学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定を

したものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、下呂市が学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する共同調理場を整備するものであり、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である下呂市は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

下呂市は、現在、五つの学校給食センター（以下「現給食センター」という。）において、市内の小学校、中学校及び特別支援学校の計二十一校に学校給食を提供しているが、現給食センターは全て建築後三十年以上経過しているため、調理施設の老朽化が進み、頻繁に修繕を行っている状況である。

また、現給食センターは、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号。以下「衛生管理基準」という。）に適合していない施設であることから、衛生管理、作業効率及び安全性の面において課題がある。

本件事業は、衛生管理基準に適合した共同調理場を整備するものであり、安全で衛生的な学校給食の実施が図られるものと認められる。また、食物アレルギーに対応できる特別調理室が設置されるほか、児童等を対象とした見学会や保護者を対象とした試食会等を実施することも可能となることから、食育の拠点として地域における食育の推進にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業地及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）及び岐阜県希少野生生物保護条例（平成十五年

岐阜県条例第二十二号）の規定により指定されている保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺地域への影響等を考慮して選定した三案を比較検討し、技術的、経済的及び社会的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を選定していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現給食センターは、調理施設の老朽化が進むとともに、衛生管理、作業効率及び安全性の面での課題があり、早急な改善を図る必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
下呂市役所教育委員会教育総務課

岐阜県告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

岐阜県厚生農業協同組合連合会

二 事業の種類

岐阜県厚生農業協同組合連合会岐北厚生病院施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

山県市大字高富字和合松地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

岐阜県厚生農業協同組合連合会岐北厚生病院施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、岐阜県厚生農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が設置する岐北厚生病院（以下「本件施設」という。）を増改築するものであり、法第三十二条第二十四号に掲げる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である連合会は、医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者であり、「長期施設整備事業に伴う総合基本計画」を策定し、本件事業に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件施設においては、一般医療、専門医療、第二次救急医療等、地域医療圏の住民生活に密接に関わる事業が展開され、地域住民の健康と生命を守る施設として大きな役割を担っている。

しかしながら、本件施設は、建築後五十三年が経過している建物もあるなど老朽化が著しく、また、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づく耐震基準を満たしていない建物もあり巨大地震等が発生した場合に倒壊する危険性が高い。また、本件施設は、医療技術の進歩に伴う大型医療機器を導入するために度重なる増改築を繰り返してきたことにより、医療機能が各棟に分散され、狭あつかつ複雑となっており、医療水準を確保するための新たな機能や大型医療機器の導入に限界が生じている。

本件事業の施行により、建物の耐震性が改善され、大規模災害発生時においても診療機能と災害医療体制が確保される。また、狭あい化及び複雑化が解消され、医療機能の拡充、病院利用者の利便性及び入院医療環境の向上が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について連合会が任意に調査したところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業が環境に及ぼす影響は少ない。また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、交通の利便性、連携医療体制の確保及び療養環境を考慮して選定した三案を比較検討し、技術的、経済的及び社会的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を選定していると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、本件施設は老朽化が著しく、倒壊の危険があることや、狭あい化及び複雑化により今後の医療水準を確保することが困難な状況であることから、早急に改善を図る必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

山県市役所まちづくり・企業支援課

岐阜県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	白鳥線	関市板取字松場道上二五二八番九地先から同市同字九蔵道上二四一八番七地先まで	前	五・一〇	四三・〇	
			後	一〇・五	四三・〇	

岐阜県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	四百十八号	山県市葛原字上八月三七七九番四地先から同市同字同三七七五番二地先まで	前	五・〇	四〇・〇	
			後	三・〇	四〇・〇	

岐阜県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	三百六十号		飛騨市河合町元田字保木ノ平山八八二番一地从先から	一八・一〇	平成二九・二・一四	平成二九・四・一五 平成二九・一・三
			同市同町同字平沢八八〇番一地从先まで			

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第七条の六第一項の規定による岐阜県重要無形民俗文化財の指定をするので、同条第六項の規定により次のように告示する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県重要無形民俗文化財

指定番号	種目	名称	内容	技芸団体

岐阜県 無民 六八 民俗 技術 小屋名 しょうけ

小屋名しょうけは、高山市久々野町の小屋名地区に伝わる竹細工のざるで、野菜の水切りや米あげなどの台所用品として使われてきた。細かく割ったス stake を縦横に丹念に編み込んだ美しい編み目に特徴がある。形は、底と胴が一体となった浅い楕円形で、口のある「片口しょうけ」と口の無い「丸しょうけ」がある。材料には、ス stake、マタタビ及びツタウルシが使われ、製作道具には古くなった鎌や鉋を加工した「ツマキリ」、「タケフリ」又は「タケヒキ」といった専用の道具を使用する。

小屋名しょうけ保存会

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年二月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社AOKI

三 建物の名称及び所在地

AOKI岐阜県庁前本店

岐阜市藪田東一丁目一番六 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年十月一日

五 店舗面積

一、一一一平方メートル

六 駐車場の収容台数

二三台

七 荷さばき施設の面積

一一一平方メートル

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年二月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年二月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社サン・ストラッセ

三 建物の名称及び所在地

(仮称) マーゴウエストタウン

関市倉知字会所前八〇五番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十九年十月四日

五 店舗面積

八、一九二・二二二平方メートル

六 駐車場の収容台数

三七九台

七 荷さばき施設の面積

一九七・八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年二月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

三 建物の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ鷺沼店

各務原市鷺沼西町二丁目一六五番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称  
(変更前) ビッグワン鷺沼店

(変更後) MEGAドン・キホーテ鷺沼店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢 潤治 外四者

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 外五者

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年二月十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ  
三 建物の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ鷺沼店

各務原市鷺沼西町二丁目一六五番地 外

変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時～翌日午前〇時

(変更後) 一部店舗のみ 午前九時～翌日午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 一部駐車場のみ 午前八時～翌日午前〇時三十分

(変更後) 一部駐車場のみ 午前八時～翌日午前二時三十分

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年二月十四日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
ささゆり薬局高山店	中津川市高山一九一六二	育成・更生	平成二九年二月
琉璃光薬局	養老郡養老町船附一三四三	同	同
ヒロミ薬局あおき店	可児市下切三八一一	同	同
クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中三二二二	同	同